**大阪府消費者教育の取組に関する身に付ける能力の考え方イメージマップ（案）について**

**資料６－３**

大阪府では、平成２７年３月に大阪府消費者基本計画（以下「計画」という。）を策定しました。大阪府では、計画の「基本目標Ⅲ　消費者教育に関する計画的な施策の推進」を消費者教育推進法第１０条に基づく、府の消費者教育の推進に関する施策についての計画の性格をもつものと定め、消費者教育を体系的、総合的に推進すべく取り組んでいます。

**１　「大阪府消費者教育の取組に関する身に付ける能力の考え方イメージマップ」（以下「取組マップ」という。）の基本的考え方について**

消費者がライフステージにおいて必要とされる消費者としての諸能力を身に付けることができるよう、府と市町村、教育委員会や消費者行政担当部局を始めとする大阪府各部局が連携・協同して、継続性をもった体系的な消費者教育を行っていく必要があります。

そのため、大阪府では、施策を推進するための参考として、各ライフステージごとに、どのような視点を踏まえて施策を行うべきかの基本的な考え方を整理することとします。

まず、現在の大阪府各部局における消費者教育の取組の現状を整理し、その状況や大阪府消費者基本計画を踏まえて、消費者庁の「消費者教育の体系イメージマップ～消費者力ステップアップのために～」（平成２５年１月消費者教育推進のための体系的プログラム研究会）を参考にしながら、取組マップの整理を行いました。

取組マップの横軸は、ライフステージごとに、「幼児期」、「小学生期」、「中学生期」、「高校生期」、「成人期（『大学・専門学校、若者』、『成人一般』、『特に高齢者』）」と区分しました。

　　取組マップの縦軸は、「消費者向け」について、ライフステージ毎に身につけて欲しい能力の基本的な考え方を整理することから、わかりやすいように上記研究会の内容や消費者庁の「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、「安全」、「契約」、「情報」などの分野ごとに身に付けて欲しい能力についての大きな分類を記載しています。

（１）「消費者向け」のライフステージ毎に身につけて欲しい能力の基本的な考え方につい

　　て

　　　少子高齢化、高度情報化等の急速な進展や社会経済の発展などにより、消費者問題は複雑化・多様化しています。さらに国際化、社会経済活動の高度化、グローバル化が進む中で、地球規模での環境問題、資源問題も課題になっています。

　　　こうした中で、消費者は、自主的・合理的に判断・行動できる自立した消費者となるとともに、自らの消費行動が社会経済に大きな影響を与えることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に参画していく「消費者市民社会」の構築に努めていく必要があります。

　ア　自立した消費者の育成

　　　消費者個人が被害に遭わないだけではなく、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、自立した消費生活を送れる消費者を育成します。

1. 商品の安全（安全の理解・危険の回避）

商品やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力や、事故・危害が生じた際に事業者に対して補償や改善を求めて適切な行動を取ることができる力を育成します。

1. 生活の管理と契約
   1. ルールや約束、契約の理解・選択

　様々な契約や取引を行う前提として、まずは、人との約束を守ることの大切さ、社会のルールを守ることができる力を育成します。その力を基礎とし、様々な契約や取引方法の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、また、消費者が自らの被害の回復を求めることができる制度等を知り、自ら契約の種類等を選択し、理解して契約を締結することやトラブルの回避や補償、改善再発防止を求めて適切な行動が取ることができる力を育成します。

* 1. 生活の設計・管理

　適切な情報と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力を育成します。

1. 情報とメディア

　高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てうる力、並びに様々な情報を読み解く力（メディアリテラシー）を身に付け、活用できる力を育成します。

　イ　消費者市民社会の構築

　　　消費者が自らの消費行動が社会にもたらす影響と役割を自覚し、環境等に配慮した消費行動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献できる消費者を育成します。

1. 消費が持つ影響力の理解

自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択することができる力を育成します。

1. 持続可能な消費の実践

自らの消費が環境、経済、社会等において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて、環境保全を意識した消費行動等に多くの人々と協力して取り組むことができる力を育成します。

　　（ウ）消費者の参画・協働

　　　　　消費者が、消費者問題を自らの問題だけではなく、社会の問題と捉え、公正で持続可能な社会の形成に向け、自らの消費行動等を通じて積極的に参画し・様々な主体と協働し、消費者市民社会の構築に貢献できる力を育成します。

**２　大阪府における今後の消費者教育の取組について**

取組マップに示した基本的な考え方をもとに、大阪府では関係部局が国や市町村、消費者団体等と連携しながら、消費者市民社会の構築に向け、消費者教育をより戦略的・効果的に実施していきます。